

多様な人材の活用に関する 実態調査結果

本調査に関するお問合せ先

愛知県経営者協会（内線 550）
 会員サービスグループ 前田
 名古屋市中区栄 2-10-19 会議所ビル 7 階
 Tel 052-221-1931 / Fax 052-221-1935

この度本会は、会員企業における「多様な人材」の活用の現状を把握するため、正社員・非正規社員を含む従業員の「働き方」と「処遇」について調査をいたしましたので、概要を下記の通りご報告いたします。

【調査要領】

調査時期：平成 25 年 9 月 17 日～11 月 30 日

調査対象：愛知県経営者協会会員企業 922 社 ※調査時点

回答社数：163 社

【結果のポイント】

1. 制度の有無

- 各社員区分の制度があると回答した企業は以下のとおり。準社員・契約社員等（有期雇用）、パートは多くの企業で導入されている一方、「限定のある正社員」については現時点で導入する企業は少数である。（本紙 5 ページ）

準社員・契約社員等（無期雇用）	：	20 社	（12%）
準社員・契約社員等（有期雇用）	：	122 社	（75%）
パート	：	131 社	（80%）
勤務地に限定のある正社員	：	20 社	（12%）
労働時間に限定のある正社員	：	4 社	（2%）

2. 働き方

- 勤務日数・所定労働時間の面では、正社員以外の社員区分でも「週 5 日」「フルタイム」が多数であるが、正社員に比べ、時間外労働は少なく、休日出勤が「0 回/月」もしくは「契約上休日出勤がない」企業が多い。（6・7 ページ）
- 業務上期待される知識・技能の水準、役割の面では、正社員と他の社員区分の差が明確であり、限定された役割・責任の範囲で業務に従事していることが確認できる。（8・9 ページ）

3. 処遇

- 準社員・契約社員等（有期雇用）、パートでは、正社員の給与に比べ「79～60%の水準」と回答する企業が最多である。しかし、これを“役割”や“異動の有無”等「働き方」の違いを問う設問への回答内容と照らし合わせたところ、高い「働き方」の水準を求める企業であっても、必ずしも「処遇」の水準が高い企業の割合が多くなっていないことが確認できる。特にパートでこの傾向が顕著であり、処遇の均等・均衡の面での課題が懸念される。（10・11 ページ）
- 福利厚生において“正社員と差を設けてある制度”として、「家族手当」、「住宅手当」、「慶弔休暇・手当（共済金）」等の金銭的給付を回答する企業が多い。（16 ページ）
- 「正社員への転換制度がある」と回答したのは、準社員・契約社員等（無期雇用）では 50%、準社員・契約社員等（有期雇用）では 53%、パートでは 34%であった。また、正社員以外のいずれの社員区分においても、「限定のある正社員への転換制度あり」、「正社員以外の区分への転換制度あり」と回答する企業は少数であり、正社員との中間的区分を介さずに正社員へ転換する企業が多い。（17 ページ）

※ 調査報告書を 1 部 800 円/送料別（会員企業は 1 部 500 円/送料別）で販売いたします。

本会会員サービスグループ（TEL：052-221-1931）までお問い合わせください。

（会員様には、5 月 15 日に 1 部ご送付しております。）

※ ホームページの会員専用ページから本文がダウンロードできます。